

公 示 日 : 2022 年 9 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 22a00601

国 名 : ケニア国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト
(園芸栽培・普及)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 園芸栽培・普及
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 11 月中旬から 2025 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 5.13 人月、国内 1.70 人月合計 6.83 人月
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 14 日、現地業務 54 日、国内整理 3 日
- ・ 第 2 次 国内準備 3 日、現地業務 50 日、国内整理 3 日
- ・ 第 3 次 国内準備 8 日、現地業務 50 日、国内整理 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 16% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 16% を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の 8% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年10月12日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月25日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	園芸栽培・普及
対象国及び類似地域	ケニア国及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。但し、黄熱流行国であり、事前の予防接種を奨励します。

6. 業務の背景

ケニア共和国（以下、ケニアという）政府は、農業開発及び食糧安全保障を国家長期開発計画（Kenya Vision 2030）及び第三期中期開発計画（2018年～2022年）における重点経済政策の一つに位置付けている。ケニアの農業セクターは、GDPの33%、輸出額の62%を占める主要産業であり、農業従事者数、利用農地面積、農業生産高の約2/3を小規模農家¹が占める²。さらに地方人口の70%が農業に従事していることから、同国の更なる経済発展のためには、地方部における農業セクターの成長が不可欠である。ケニア農業水産畜産組合省（以下、「MoALFC」）³は2019年に「農業セクター構造転換及び成長戦略（2019年～2029年）」を策定し、第1の柱として小規模農家の収入向上、第2として農業生産量増と高付加価値化に取り組むとしている⁴。これらの実現のために、成長性の高い品目として園芸作物を含む13の優先作物が選定され、中小農業関連企業（アグリビジネス企業）による小農支援、農業・食品加工団地の設立及び運営が構想されているが、原材料である農産物の品質と供給量の確保、そのための幅広い関係者間の連携が鍵とされている。

JICAは2006年に「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（以下、「SHEP」）」（2006年～2009年）を開始し、ケニア農業水産畜産省（当時）と農業食料公社園

¹ 後出のASTGSにおいて、保有、耕作あるいは経営する農地面積が0.5～5haは小規模農家、5～100haは中規模農家、100ha以上は大規模農家と分類される。

² ASTGS, 2019

³ Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries の略。事業実施当時は農業・畜産・水産・灌漑省（MOALFI）。

⁴ 第3の柱は家庭の食料レジリエンス向上

芸作物局（AFA - HCD⁵）と共に SHEP アプローチ⁶を確立した。続く「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」（2010年～2015年）では全国展開を図り、地方分権に伴い農業普及を含む行政サービスの一義的な提供主体となった地方政府（カウンティ政府⁷）による SHEP アプローチの活用及び定着を図る「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（以下、「SHEP PLUS」）」（2015年2月～2020年3月）を実施した。

係る状況を踏まえケニア政府の要請に基づき、2019年10月に「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」（以下、「SHEP Biz」）の詳細計画策定調査を実施した。その結果、SHEP Biz は、SHEP アプローチを通じた小規模農家の収入向上（コンポーネント1）のみならず、アグリビジネス企業の活動支援（コンポーネント2）の試行を通じたケニア行政のアグリビジネス支援能力の向上を図り、もって、地方部の生計向上に寄与するとの協力枠組みに合意し、2020年12月から5年間（予定）で実施中である。

コンポーネント1において2021年度に園芸栽培・普及専門家を約2か月間派遣したが、所定の成果発現のためには当該分野の継続支援が必要不可欠であるため、本業務従事者は2022年度を第1次業務とし、2023年度の第2次業務、2024年度の第3次業務を通じて効果的かつ継続的に支援するものである。第1次業務では男女農家普及員集合研修（以下「JEF2G」: Joint Extension and Farmers Dual Gender Training）および園芸作物の栽培技術研修（以下「FT-FaDDE」: Facilitators' Training for Farmers' Demand Driven Extension）の円滑化と栽培技術教材の改良、両研修におけるデジタル活用を推進する。第2次および第3次業務では、第1次業務を踏まえコンポーネント1活動の内、特に成果1⁸に付随する民間等の他団体との連携においてデジタルツールを活用した連携団体への栽培技術指導も促進する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SHEP Biz に従事中の長期専門家（以下「プロジェクト専門家」）及び MoALFC 職員である SHEP Biz 専属カウンターパート（以下「C/P」）とともに、C/P による農業普及員（カウンティ政府職員）に対する JEF2G および FT-FaDDE で活用する研修教材を改良する。また、カウンティ政府の農業普及員のみでなく、民

⁵ Agriculture and Food Authority - Horticultural Crops Directorateの略。事業実施当時は園芸作物公社（Horticultural Crops Development Authority: HCDA）。

⁶ 小規模農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すアプローチ（考え方や手法）。

⁷ Countyはケニアでは中央政府に次ぐ行政単位であるが日本語には正しい語感を伴う単語がないことからそのまま「カウンティ」と表記する。

⁸ 成果1は、“公的及び民間の農業関連教育機関においてSHEPアプローチにかかる職員の能力強化が行われ、SHEPアプローチが体系的かつ持続的に導入される。”である。

間企業や NGO による SHEP アプローチ活用の一環として、デジタルツールを活用した栽培技術指導のケニア国内における実態を調査し、SHEP アプローチにおける活用を検討し、C/P とともに研修を実施する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

1-1. 第1次国内準備期間（2022年11月中旬～2022年12月中旬）

- (1) SHEP Biz 関連資料（SHEP Biz 合意文書、プロジェクト月報、2021年度園芸栽培・普及業務完了報告書等）を参照し、SHEP アプローチにおける JEF2G、FT-FaDDE の現状及び概要を把握・分析する。外部公開済の情報以外は JICA 経済開発部より一式提供するが、その他希望する情報があれば確認及び提案する。
- (2) JICA 経済開発部と調整のうえ、JICA ケニア事務所による現地渡航等に関する留意事項等、またプロジェクト専門家（直営長期専門家）によるプロジェクト活動の進捗状況等に関するブリーフィング会議（オンライン会議1回）に参加し、必要に応じて質問事項等を纏め、事前に共有する。
- (3) プロジェクト専門家と調整し、現地における業務内容や留意事項等を整理する。
- (4) C/P とのオンライン会議（1回程度）を通じて、2023年1月から実施される JEF2G と 2023年4月以降に実施される FT-FaDDE で指導する栽培暦研修の内容を確認し、研修用資料の改定を行う。
- (5) C/P とのオンライン会議（2回程度）を通じて、2021年度の短期専門家派遣で提案のあった栽培技術教材ソフトデータのタブレット上での活用にむけた改善作業（データ軽量化、目次からのリンク挿入、ケニア国内での写真への切り替え、動画リスト、技術情報の適正化）の進捗を確認し、その後の業務スケジュールについて合意する。
- (6) Web 情報、JICA や JETRO 他による既存の農業分野におけるデジタル関連調査報告書、長期専門家からの情報収集を通じて、小規模農家による利用可能性が高い既存のデジタルツールを提供する企業、教育機関、NGO、ドナープロジェクト等を程度抽出し、そのツールの特徴をリストに取りまとめる。
- (7) 業務計画（業務方針、業務工程を含む）を纏めたワークプラン案（英文）を作成し、プロジェクト専門家との大枠合意ののち、JICA 経済開発部及びケニア事務所へデータにて送付・提出する。また、必要に応じて説明を行う。

1-2. 第1次現地業務期間（2023年1月上旬～2月下旬）

- (1) 現地業務開始時に、ワークプラン案（英文）について、プロジェクトチーム（C/Pと長期専門家）に対し説明を行い、現地派遣期間中の業務工程、業務方針についての詳細を打ち合わせる。合意したワークプラン（英文）のデータをプロジェクトチーム、JICA ケニア事務所、JICA 経済開発部に共有する。
- (2) SHEP Biz の第2バッチ⁹・10 カウンティ政府の職員（1 カウンティ 20 名程度）及び農家グループ代表を対象とする JEF2G をプロジェクト専門家及び C/P とともに準備する。国内作業で検討した栽培暦の指導が JEF2G において、適切に実施されるよう研修プログラムと研修内容を最終化する。JEF2G は1月から3月にかけてそれぞれのカウンティにおいて10回実施される計画にあり、当該専門家は、このうち2回程度の研修に参加し、農業普及員及び農家による栽培暦の理解度を確認する。
- (3) FT-FaDDE においてタブレットで利用する栽培作物教材ソフトデータの改良作業を C/P とともに完成する（必要に応じて直営長期専門家の経費にて作業補助員を雇用する）。また、タブレットによる栽培技術指導の農業普及員向け説明教材を作成する。
- (4) SHEP コンポーネント成果1で連携するパートナーの内、2パートナー（公的及び民間の農業関連教育機関）が提供する栽培技術指導内容について調査し、FT-FaDDE（含む栽培技術研修ソフトデータ）との比較においてその優位を抽出し、パートナーとの新しい連携として、FT-FaDDE の一部活用が可能か検討する。なお、この検討結果を受けて、2パートナーへのFT-FaDDE の一部（含む栽培技術研修ソフトデータ）を使うことが効果的と判断される場合、本業務従事者による業務期間外においてもプロジェクトチームが研修を実施する想定である。
- (5) 国内準備期間中に抽出した栽培技術指導のデジタルツールの中で、小規模農家による活用可能性が高い5つのツールについて、デジタルツールのサービスプロバイダーとの協議を通じて、サービスプロバイダーと連携を含めた SHEP Biz における活用方法を検討・提案する。
- (6) 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクトチーム及び JICA ケ

⁹ 第2バッチは、Nyeri、Busia、Migori、Nyamira、Trans Nzoia、Embu、Kirinyaga、Murang'a、Machakos、Kajiadoの10カウンティが対象。

ニア事務所へ報告し、データを提出する。

1-3. 第1次帰国後整理期間（2023年3月上旬）

(1) 第1次専門家業務部分完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

2-1. 第2次国内準備期間（2023年12月上旬～2024年1月上旬）

(1) JICA 経済開発部と調整のうえ、JICA ケニア事務所による現地渡航等に関する留意事項等、またプロジェクト専門家（直営長期専門家）によるプロジェクト活動の進捗状況等に関するブリーフィング会議（オンライン会議1回）に参加し、2023年7月以降の FT-FaDDE の進捗と栽培暦の農家グループによる作成状況を確認する。

(2) プロジェクト専門家と調整し、現地における業務内容や留意事項等を整理する。

(3) 業務計画（業務方針、業務工程を含む）を纏めたワークプラン案（英文）を作成し、プロジェクト専門家との大枠合意ののち、JICA 経済開発部及びケニア事務所へデータにて送付・提出する。また、必要に応じて説明を行う。

2-2. 第2次現地業務期間（2024年1月上旬～2月下旬）

(1) 現地業務開始時に、ワークプラン案（英文）について、プロジェクトチーム（C/P と長期専門家）に対し説明を行い、現地派遣期間中の業務工程、業務方針についての詳細を打ち合わせる。合意したワークプラン（英文）のデータをプロジェクトチーム、JICA ケニア事務所、JICA 経済開発部に共有する。

(2) 第2バッチ対象3カウンティの農業普及員及びモデル農家グループと面談し、改良した栽培暦の農業普及員による指導内容と効果、農家による活動計画としての栽培暦を利用度、理解度等を確認する。

(3) 第1次派遣で協議を行った成果1の2パートナーと第1次派遣で提案した栽培技術指導のデジタル活用方法について協議し、それぞれのパートナー、パートナーの農業普及員（栽培技術指導者）及び支援農家の特徴に適したデジタル活用栽培技術研修の内容に合意し、農業普及員（栽培技術指導者）を対象とする ToT を C/P ととも（必要に応じてデジタル技術のサービスプロバイダーとともに）に実施する（1研修につき2～3日間の集合研修を想定）。

(4) 各パートナーの農業普及員（栽培技術指導者）1名によるデジタルを活用した

農家指導に同行し、農業普及員（栽培技術指導者）の指導状況、農家の反応・理解度について確認をする。

- (5) その他のパートナー（5パートナー程度）と面談し、それぞれにおける栽培技術指導の対象作物、指導方法・内容などの情報を入手する。また、プロジェクト内において、同パートナーにおけるデジタル活用の方法について協議し、プロジェクトとしての提案を取りまとめる。
- (6) 第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクトチーム及びJICAケニア事務所へ報告し、データを提出する。

2-3. 第2次帰国後整理期間（2024年3月上旬）

- (1) 第2次専門家部分業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

3-1. 第3次国内準備期間（2024年11月中旬から12月上旬）

- (1) JICA 経済開発部と調整のうえ、JICA ケニア事務所による現地渡航等に関する留意事項等、またプロジェクト専門家（直営長期専門家）によるプロジェクト活動の進捗状況等に関するブリーフィング会議（オンライン会議1回）に参加し、パートナーにおけるデジタル活用栽培技術指導の進捗を確認する。
- (2) プロジェクト専門家と調整し、現地における業務内容や留意事項等を整理する。
- (3) 第2次派遣で面談したその他5パートナーとオンラインで協議し、第2次派遣で検討したパートナーのデジタル活用提案について協議し、研修対象・内容について合意する。
- (4) 業務計画（業務方針、業務工程を含む）を纏めたワークプラン案（英文）を作成し、プロジェクト専門家との大枠合意ののち、JICA 経済開発部及びケニア事務所へデータにて送付・提出する。また、必要に応じて説明を行う。

3-2. 第3次現地業務期間（2025年1月上旬～2月下旬）

- (1) 現地業務開始時に、ワークプラン案（英文）について、プロジェクトチーム（C/Pと長期専門家）に対し説明を行い、現地派遣期間中の業務工程、業務方針についての詳細を打ち合わせる。合意したワークプラン（英文）のデータをプロジェクトチーム、JICA ケニア事務所、JICA 経済開発部に共有する。

- (2) 第2次派遣でデジタル活用栽培技術研修を実施した2パートナーの農業普及員（栽培技術指導者）による活用レベル及び農家の理解度・技術適用度を確認する。
- (3) 国内準備期間に合意した5パートナーとのデジタル活用栽培技術研修をC/Pとともに準備し、実施する。
- (4) 第3次現地業務結果報告書（英文）をとりまとめ、プロジェクトチーム及びJICAケニア事務所へ報告し、データを提出する。

3-3. 帰国後整理期間（2025年3月上旬）

- (1) 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

① 業務ワークプラン（英文データ）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために取りまとめる。業務の具体的内容などを記載。

提出方法：電子データ（電子メール等にて送付可）。

提出先：JICA 経済開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクトチーム

② 現地業務結果報告書（英文データ）

派遣終了時の業務結果報告を関係者と共有するために取りまとめる。

提出方法：電子データ（電子メール等にて送付可）。

提出先：JICA 経済開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクトチーム

③ 現地業務結果報告書（和文データ及び簡易製本3部）

業務年次ごとに、業務部分進捗届若しくは業務完了届とともに提出する。第一次業務部分完了報告書は2023年3月6日までに提出。第二次業務部分完了報告書および業務完了報告書の提出期限は、各年次の国内業務期間が開始するタイミングを目途に連絡する。現地業務結果報告書（英文）を本報告書の一部として別紙として添付のうえ、業務の概要及び日本人関係者への報告事項（提案事項や留意点等）を必要に応じ和文にて追記する。現地業務で収集した参考資料や作成資料は参考資料として添付する。

体裁は簡易製本とし、電子データ（CD）を併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドーハ／ドバイ⇄ナイロビを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
第1次現地業務期間は2023年1月4日～同年2月26日を予定しています。第2次および第3次現地業務期間は、現地派遣3ヵ月前を目途に協議します。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係るプロジェクト専門家（直営長期専門家）は、以下のとおりです。
 - ア) チーフアドバイザー／SHEP アプローチ
 - イ) SHEP 連携促進
 - ウ) 業務調整（SHEP）／SHEP アプローチ広域化※なお、コンポーネント1（SHEP コンポーネント）に従事する本業務従事者による直接的な関与はないが、コンポーネント2（アグリビジネスコンポーネント）においてコンサルタント契約による専門家が8名従事しています。
 - ③ 便宜供与内容
JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舍手配：適宜サポートします。

- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：適宜サポートします。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクト事務所内。SHEP Biz の長期専門家等と同じ執務スペース(机などの家具及びインターネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループにて配付します。配付を希望される方は代表アドレス (edga2@jica.go.jp) 宛てにメールをお送りください。

- ・直近 3 ヶ月程度の月報
- ・合意文書 (Record of Discussion:RD)
- ・プロジェクトの年間活動計画 (Annual Activity Plan)
- ・The SHEP Approach Implementing Guidebook (SHEP PLUS)
- ・園芸作物基礎情報 (Horticulture Validated Report 2018/19)
- ・2021 年度 SHEP Biz 園芸栽培・普及業務完了報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに

に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上